

EU加盟国におけるREACH規則遵守に対する査察状況等調査結果概要(調査期間2009年9月～12月:一部の国では継続調査中)

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
ドイツ連邦	ドイツ連邦環境省の化学物質リスク評価・リスクマネジメント課、及び化学品規制課・化学物質規制政策課	未回答	(実施は各連邦州の権限であるので州政府に照会が必要)	(実施は各連邦州の権限であるので州政府に照会が必要)	罰則適用法令: 化学物質規制法 (Chemikaliengesetz) 罰則: 意図的違反(登録欠損、登録書類や化学物質安全性報告書の不完全・不正確な記載、認可義務違反)には2年以下の自由刑又は罰金。意図的違反で生命、健康、又は外部に重大な被害が及んだ場合は5年以下の自由刑又は罰金。安全性データシートに関する義務違反は秩序違反であり、50,000ユーロ以下の罰金。等
ドイツ: ノルトライン=ヴェストファーレン(NRW)州	NRW州労働・保健・社会省化学物質安全課	未回答	査察状況: 一部の結果・活動は例えば労働保険報告書で発表される。 査察担当部門: 行政区官庁 今後: EU共通のREACH-EN-FORCE-1(2009.12まで)に対応。2010年は更なる査察プロジェクトが予定されている。	査察場所: 製造者、輸入者、唯一の代理人、川下ユーザーが対象。 対象項目: 重点は登録、制限、認可、情報伝達(安全性データシート)など。今後、他にも重点化され得る。 査察時期等: 左記の を参照。 方法: 現場の他、登録書類、安全性データシートなどチェック。	上記のドイツ連邦の罰則の適用を参照。
英国	健康安全庁(HSE)の化学物質規制総局REACH当局	これまでは、ケースバイケースの受動的対応。今後は積極的に取り組む予定。	査察状況: これまでに100件以上調査し、多くの執行命令書を発出。 査察担当部門: HSEの他、環境庁、エネルギー・気候変動省、400以上の地方行政機関等。 今後: 積極的に登録について査察を予定するが詳細は未定。予備登録については2009年遅い時期を予定。これらはEU共通のREACH-EN-FORCE-1に対応して実施する。	査察場所: 特定の化学物質に係わるサプライチェーンを対象に集中的に取り組む。 対象項目: 重点は予備登録、登録。書類として、インボイス、レシート、製造・輸入・供給の量の証明、安全性データシート(SDS)、唯一の代理人(OR)指名レター、ORでカバーされた輸入者の証明等。 査察時期等: 時期、頻度の特定は出来ない。キャンペーンに基づいて実施する。 方法: 執行命令書や注意喚起書送付で終わる場合、事務所、工場立入り検査の場合等ケースバイケース。	罰則適用法令: REACH執行規則2008(SI2008/2852) 所轄: HSE 罰則: 違反が軽い場合は、下級裁判所訴追で罰金5,000ポンド、懲役3ヵ月までの刑。違反が深刻な場合、上級裁判所訴追で罰金の上限はなく、懲役は最大2年までの刑。罰則は欧州共同体法1972における最大に適用できるレベルを反映。 罰則適用事例: 違反事例が発見された場合、違反の態様、執行業務への協力性、執行命令書への遵守程度等により、執行命令書発出で済む場合や訴追される場合もある。執行命令書は製造・輸入禁止の場合や記録整備命令の軽微な場合もある。違反事例としては、SDS要件の不遵守40件、ノニルフェノールエトキシレート8件および短鎖塩素化パラフィン1件の制限規定不遵守等があった。
オランダ	住宅・国土開発・環境省	(現時点で回答することは難しい)	査察状況: 今後: 機密情報も含まれるため現時点で回答することは難しい。 査察担当部門: 住宅・国土開発・環境省査察課及び食料・消費者製品安全局。	査察場所・時期・方法: 対象企業の選定や査察方法等の機密情報も含まれるため、現時点で回答することは難しい。 対象項目: REACH規制全項目が対象。特に予備登録、登録及び安全性データシート整備状況が中心。	罰則適用法令: 行政罰は環境管理法、刑事罰は環境管理法及び経済刑事犯罪法 所轄: 住宅・国土開発・環境省等 罰則: 行政罰: 環境管理法に基づく経営上の強制力の行使又は一般行政法に基づく罰則。刑事罰: 環境管理法で重犯罪、軽犯罪を規定。経済刑事犯罪法において重犯罪は懲役1～6年又は最高74,000ユーロの罰金、軽犯罪は懲役6ヶ月～2年又は最高18,500ユーロの罰金が課せられる。
ベルギー	厚生・食品安全・環境省の環境総局リスクマネジメント課	まだ査察に関する具体的な計画策定には至ってない。(連邦政府と地域政府の当局間で協力合意について作業中)	査察状況: 左記の通り、まず当局間協力合意が必要。 査察担当部門: 厚生・食品安全・環境省、雇用・労働・社会協議省、経済省及び地域政府	査察場所: 製造者、輸入者、供給者、川下ユーザーが対象。 対象項目: 項目のリストは登録段階が終了した後に完成させる。 査察時期等: 詳細は未決定。 方法: オンサイト査察と書類監査を実施。	罰則法令: 「継続的生産と消費パターンの改善及び環境・公衆生成保護のための製品基準に関する1998年12月21日の法律の修正法律」 所轄: 厚生・食品安全・環境省及び地域政府 罰則: 重犯罪、軽犯罪に分ける。行政上の手順有り。罰金は143ユーロから55,000,000ユーロに及ぶ。警告は無い。全ての違反は厚生・食品安全・環境省の行政手順から離れて検察官による裁判手続きに移る。 罰則適用事例: 未だ無い。
スペイン	環境・農村・海洋省の大気質・工業環境担当	査察機関立ち上げ中。	査察状況: 環境・農村・海洋省が査察のための、中央政府と地方政府の独立した共同体を組織化した。2009年中に設立予定。2010年6月までに欧州化学品庁に報告予定。 査察担当部門: 健康又は環境部門 今後: (EU共通のREACH-EN-FORCE-1プロジェクトが動いており2010年初めに結果が出ることを期待)	REACH-EN-FORCE-1プロジェクトの推奨に従う。	罰則規定の一つのドラフトが議会で受け入れられて議論中であり、数ヶ月以内に議会で承認される見込み。承認された後、「Boletin Oficial of the State(BOE)」で公布された翌日から発効の予定。

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
アイルランド	保険安全機関 REACHヘルプデスク	既に開始されている。	査察状況: 2009年7月初旬に始まった。査察結果は2010年はじめに公表予定。現時点における査察状況の詳細は公表できない。 査察担当部門: 保険安全機関化学物質関連実施局。 今後: 今回の査察は2009年度末までを予定。詳細は公表できない。	査察場所: 限定できないが、製造者、輸入者或いは唯一の代理人が対象。 対象項目: 基本的には予備登録、本登録、並びにSDS整備状況。実際に人員が配置されているかも含む。 査察時期等: 一概に言えない。 方法: 基本的には書面審査で必要により立ち入り検査。	罰則適用法令: 化学物質法 {Chemicals Act 2008 (No.13 of 2008)}。 所轄: 全般; 保険安全機関、環境面; 環境保全庁、農薬; 農業・漁業・食料大臣。 罰則: 査察官による改善計画提出命令などに従わない場合、5,000ユーロ以下の罰金。それ以外の違反で即決判決の場合、5,000ユーロ以下の罰金、及び/又は6ヶ月以下の懲役。起訴判決の場合、300万ユーロ以下の罰金、及び/又は2年以下の懲役。 罰則適用事例: 公表できない。
ポーランド	中央衛生検査局	最初の査察プロジェクト進行中。	査察状況: 2009年3月に開始。査察550件を計画、456件終了。結果は2009年末までに中央衛生検査局に報告し、適用した罰則情報は査察官のみに伝達。 査察担当部門: 中央衛生検査局 今後: 査察は2009年11月末まで実施。2010年は年度計画に沿って実施。	査察場所: 製造者、輸入者の工場、事務所、倉庫。 査察対象: 予備登録、登録、安全性データシート整備状況。又、その更新状況。 査察時期等: 2009年3月～11月で550件予定。 方法: オンサイト査察のみ。	罰則法令: 「2001年1月11日付け化学物質及び調剤の法律」及び「2009年8月27日更新版」 罰則: 罰金最高でPLN 50,000。製造の制限又は禁止措置有り。懲役は最高で2年。 罰則適用事例: 最初の査察プロジェクト終了の2010年初期に知ることが出来る。
イタリア	労働・健康・社会政策省予防局化学課	2009年内に実施予定有り。	査察状況: 2009年内(11月及び12月)に10ヶ所を予定。公表はしない。 査察担当部門: 中央政府は労働・健康・社会政策省、経済振興省及び環境省、地方政府は各州2名で全20州を40名で実施の体制。 今後: 違反があれば罰則適用の可能性。査察を繰返す可能性。	査察場所: 企業は唯一の代理人、川下ユーザー、供給者、輸入者、を場所は工場、倉庫を想定。 対象項目: 予備登録、登録、安全性データシート整備状況。 査察時期等: 2009年11月及び12月を予定。 方法: 書面審査。	罰則適用法令: 2009年9月14日法令N. 133。 所轄: 労働・健康・社会政策省予防局。 罰則: 行政罰又は刑事罰。懲役3ヶ月以内。重課は案件毎に最大2倍。 罰則適用事例: 無し。
フィンランド	フィンランド環境研究所	回答できるまでの詳細な内容について、現在検討中であり、2010年には明らかになる。	査察担当部門: 社会保健省、環境省、福祉健康監督庁、環境研究所、他、州政府、地方自治体など	—	罰則適用法令: 化学製品法
スウェーデン	化学物質庁	2009年内に実施予定有り。	査察状況: REACH-EN-FORCEプロジェクトを開始したばかりであり全ての質問に答えることは出来ない。 今後: 2009年は9月～11月の間に40ヶ所の査察を想定。結果は2009年12月の欧州化学品庁下のフォーラムに報告され、2010年春に欧州化学品庁のホームページに公開される予定。	査察項目: 予備登録、登録及び安全性データシート関係。	罰則法令: 環境法典 (Environmental Code)。 罰則: 登録関係; 罰金又は最高2年の懲役、重大違反の場合は6ヶ月以上或いは6年以上。安全性データシート関係或いは認可候補物質の情報伝達関係; 罰金又は最高2年の懲役であるが、不注意・不備の情報であってもリスク評価を阻害しなければ罰則は適用なし。川下ユーザーの義務関係; 罰金又は最高2年の懲役。認可制度関係; 罰金又は最高2年の懲役。